

# 固定資産税超過課税の継続について

平成30年12月 箱根町

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している人に対して課される税で、当町では税収の約7割を占める非常に重要な財源となっています。

平成28年度から30年度まで、財源確保策として固定資産税の超過課税を実施（標準税率1.40%を1.58%に引き上げ）させていただいていますが、今後の財政見通しを踏まえ、町議会に町税条例の一部改正を提案した結果、次のとおり議決されましたので、その内容をお知らせします。

## 【町税条例の一部改正内容】

- ① 平成31年度から35年度までの5年間、現行と同税率の1.58%で税額を算定します。
- ② 超過課税はその後も「当分の間」実施することとしますが、5年ごとに施行の状況を検討したうえで、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

固定資産税は3年毎に評価を見直し、地価の変動や家屋の減価を評価額等に反映させます（直近では、30年度に実施）。個別事例を用いて、戸建住宅及び店舗併用住宅の27年度税額（超過課税実施前）、28年度税額（超過課税導入時）と31年度税額見込の比較を例示しましたので、参考としてください。

## 【戸建住宅】

課税客体（例）		H31税額見込(1.58%)	H28税額(1.58%)	H27税額(1.40%)
土地 住宅用地、228㎡[約69坪]		9,100円	10,800円	9,900円
家屋 木造築12年、88㎡[約27坪]		71,700円	77,500円	68,700円
合 計	(差額)	80,800円 (+2,200円)	88,300円 (+9,700円)	78,600円 (-)
	(割合)	(+2.8%)	(+12.3%)	(-)

## 【店舗併用住宅】

課税客体（例）		H31税額見込(1.58%)	H28税額(1.58%)	H27税額(1.40%)
土地 店舗併用住宅用地、470㎡[約142坪]		85,100円	82,800円	69,600円
家屋 木造築18年、270㎡[約82坪]		163,400円	181,800円	161,100円
合 計	(差額)	248,500円 (+17,800円)	264,600円 (+33,900円)	230,700円 (-)
	(割合)	(+7.7%)	(+14.7%)	(-)

※合計欄の「(差額)と(割合)」は、H27税額とH31、H28税額を比較した差額と割合を示しています。

【平成 31 年度納税通知書（見本）】

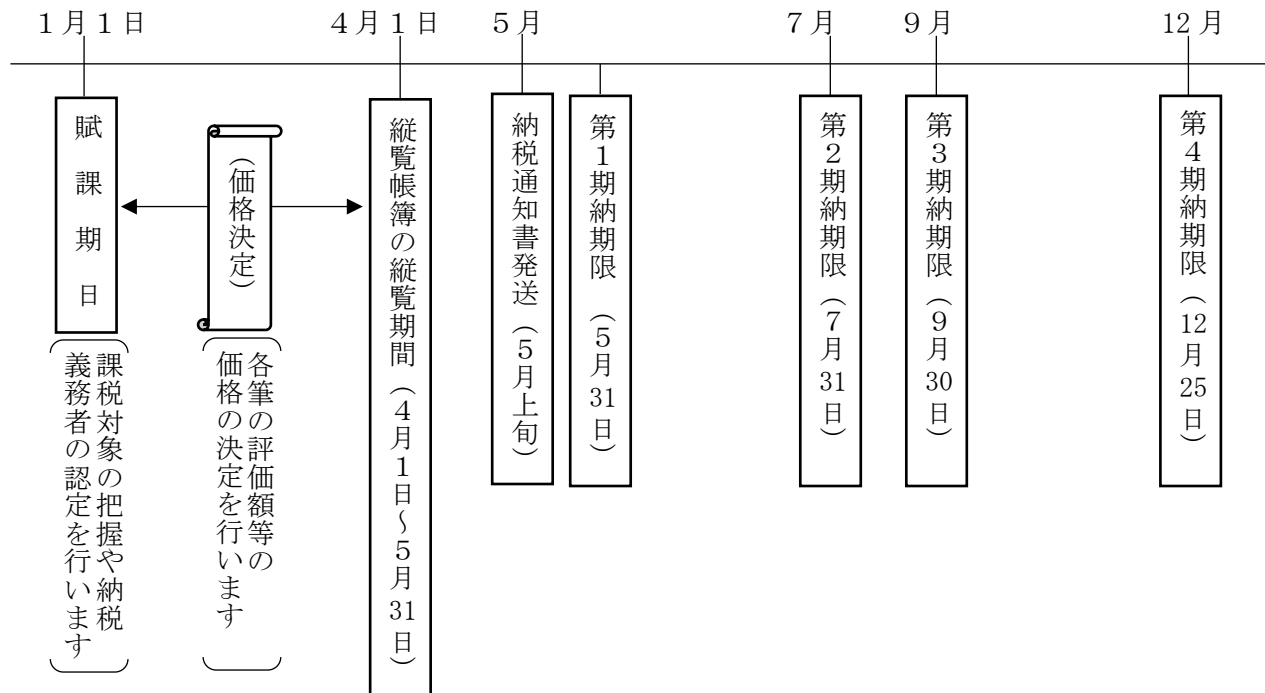
平成 31 年度の固定資産税納税通知書は、例年どおり 5 月上旬に発送する予定です。お手元に納税通知書が届きましたら、2 枚目の「算出明細書」で税額をご確認ください。

なお、平成 31 年度から固定資産税納税通知書の様式が変更となります。次の新様式の見本を参考に、ご確認いただくようお願いします。

【 見 本 】						
固定資産税 算出明細書						
課税標準額	区 分	土 地 (円)	家 屋 (円)	償 却 資 産 (円)	合 計 (円)	※1,000円未満切り捨て
	区分所有分	577,958	4,538,888		5,116,000	
	個人分					
税 額	税 率	算 出 税 額	軽 減 税 額	差 引 税 額	年 税 額	※100円未満切り捨て
	100分の1.58	80,800 円	円	80,800 円	円	
					80,800	
区分所有の持分税額	税 率	算 出 税 額	年税額 (共有分)		その年度に納めていただく税額です	※100円未満切り捨て
	100分の1.58	円	円			
税額計算の基礎となり各資産の評価額をもとに算出されます						
箱根 太郎 外1名		様	通知書番号 XXXXXXXXX	所有者コード YYYYYYYYY		

(注) 見本は校正中のものとなりますので、実際の納税通知書とは若干異なる可能性があります。

【平成 31 年度のスケジュール】



【問い合わせ先】

税務課 (税に関すること)  
企画課 (財源確保策に関すること)

<電話>

0460-85-7750  
0460-85-9560